

2023年 2 月 13 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學人 様

日本労働組合総連合会
広島県連合会(連合広島)
会長 大野 真人



2023春季生活闘争に関する要請書

貴組織におかれましては、日頃より県内労働者の労働条件の改善や雇用の安定に、全力で取り組んでいただいております事に心より敬意を表しますとともに、連合広島の諸活動にもご理解とご支援をいただき御礼申し上げます。

さて、私たち労働者の日々のくらしは、物価高・円安・コロナ禍の三重苦の中にあります。消費者物価指数の対前年上昇率をみると、数十年ぶりの水準を示していますが、その一方で賃金は物価の上昇に追いつけない状況となっています。「慢性デフレ」から脱却し、家計と企業が「急性インフレ」に対応するためには、根強く残っている「デフレマインド」からの脱却が必要であり、そのためには、賃上げと適切な価格転嫁を進めていかなければなりません。

広島県内の先行きの景気は、徐々に改善に向かうことが期待されますが、中小企業の動向は、コロナ禍に加えて、原材料等の価格高騰、深刻な円安などの様々なマイナス要因が長期的に続いており、依然として見通しの立たない苦しい状況が続いています。

とりわけ、輸入物価の上昇は企業の仕入価格を押し上げ、企業物価の上昇に適正な価格転嫁が十分に進んでいないこと、時間を要していることが中小企業などの収益を圧迫しています。

このような中、これまで以上に思い切った「人への投資」を行い、産業・企業の活力と社会全体の生産性の向上、デフレマインドの払しょく、分配構造の転換などをセットで推し進めていく必要があります。企業規模間格差是正を進めるためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適正な価格転嫁によるサプライチェーン全体でのコスト負担が必須であり、産業の特性に合わせ、働き方も含めた「取引の適正化」を確実に進めると同時に大企業と中小企業が互いに価値を認め合い共存共栄できる「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むことによりサプライチェーン全体での成長と分配の好循環となりえます。

さらには、「人への投資」で生産性と実質賃金を持続的に改善していくことができれば、将来の所得と生活水準上昇への期待値が高まり、デフレの悪循環を断ち切ることができます。また、成長と分配の好循環を持続的に回していくためには、底上げ・格差是正を進め中間所得層の厚みを増やすことが重要です。

私たち連合広島は、2023年春季生活闘争において、2014闘争から積み上げてきた「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの蓄積のうえに、現下の状況も総合的に勘案し、5%程度の賃上げ目標を設定し、私たちがめざす「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて格差是正と分配構造の転換に取り組めます。

つきましては、貴組織におかれましては、連合広島の2023年春季生活闘争の主旨をご理解いただき、各加盟企業に対し、広島県経済やすべての働く者の生活の好転に繋げていくとのマクロの視点を共通認識として持ちつつ、前向きかつ真摯な労使協議となるよう働きかけをお願い致します。

以上

連合広島2023春季生活闘争方針の概要について

I. 2023春季生活闘争スローガン

くらしをまもり、未来をつくる。

II. 2023春季生活闘争にあたって

1. 「未来づくり春闘」を深化させ、社会全体で中期的・マクロ的な視点から問題意識の共有化に努め、GDPも賃金も物価も安定的に上昇する経済へとステージを変える転換点とするため、労働組合は、働く仲間の力を結集し、社会的うねりを主体的につくっていくその先頭に立って運動をけん引していく。
2. 2022 春季生活闘争では、賃上げの流れが広がり、規模間、雇用形態間、男女間の格差是正の取り組みや様々な働き方の改善の取り組みも進んだが、依然道半ばであり、さらなる前進をはかる。
3. 物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ、生活がより厳しい層への手当てが不可欠であり、規模間、雇用形態間、男女間の格差是正を強力に進める。
4. 企業内での格差是正の取り組みに加え、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適切な価格転嫁によるサプライチェーン全体でのコスト負担を通じ企業を超えて労働条件の改善に結びつけること、スキルアップや良質な雇用への転換などを通じ、社会全体の生産性と労働条件の底上げをはかる。
5. 誰もが安心・安全に働くことができ、個々人のニーズにあった多様な働き方ができるように、引き続き、長時間労働是正、有期・短時間・契約等労働者の雇用安定や処遇改善、60歳以降の雇用と処遇、テレワークの導入、障がい者雇用の取り組み、ハラスメント対策など、働き方の改善に取り組む。
6. 2023 春季生活闘争においては、①賃上げ、②働き方の改善、③政策・制度実現の取り組みを柱とする総合生活改善闘争の枠組みのもと、産業状況の違いを理解しあいながら、中期的視点を持って「人への投資」と月例賃金の改善に全力を尽くす。

III. 2023春季生活闘争の具体的な要求項目

1. 賃上げ要求

(1) 月例賃金

各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分を3%程度、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含む賃上げを5%程度とする。

(2) 中小組合の取り組み（企業規模間格差是正）

- ① 賃金カーブ維持分は、労働力の価値の保障により勤労意欲を維持する役割を果たすと同時に、生活水準保障でもあり必ずこれを確保する。賃金カーブ維持には定期昇給制度が重要な役割を果たす。定期昇給制度がない組合は、人事・賃金制度の確立を視野に入れ、労使での検討委員会などを設置して協議を進めつつ、定期昇給制度の確立に取り組む。
- ② すべての中小組合は、上記にもとづき、賃金カーブ維持相当分（1年・1歳間差）を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標および「連合の賃金実態」を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。
- ③ 賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準（約25万円）と賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準（約30万円）との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。すなわち、賃金カーブ維持分（4,500円）の確保を大前提に、連合加盟組合平均水準の3%相当額との差額を上乗せした金額9,000円を賃上げ目標とし、総額13,500円以上を目安に賃上げを求める。

(3) 雇用形態間格差是正の取り組み

- ① 有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給 1,150 円以上をめざす。
- ② 有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールを導入に取り組む。なお、昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととし、水準については、「勤続 17 年相当で時給 1,750 円・月給 288,500 円以上」となる制度設計をめざす。

(4) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正

- ① 賃金データにもとづいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握し、「見える化」（賃金プロット手法等）をはかるとともに、勤続年数なども含む賃金格差につながる要因を明らかにし、問題点を改善する。
- ② 生活関連手当（福利厚生、家族手当等）の支給における住民票上の「世帯主」要件は実質的な間接差別にあたり、また、女性のみ住民票などの証明書類の提出を求めることは男女雇用機会均等法で禁止されているため廃止を求める。

(5) 初任給等の取り組み

- ① すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する。
- ② 中途入社者の賃金を底支えする観点から、年齢別最低到達水準についても協定締結をめざす。

(6) 一時金

- ① 月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかる。
- ② 有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかる。

2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

- (1) 長時間労働の是正
- (2) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み
- (3) 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み
- (4) 人材育成と教育訓練の充実
- (5) 60 歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み
- (6) テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み
- (7) 障がい者雇用に関する取り組み
- (8) 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備
- (9) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関する取り組み
- (10) 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

3. ジェンダー平等・多様性の推進

- (1) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動
- (2) あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み
- (3) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備
- (4) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

4. 運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」

2023 春季生活闘争における運動の両輪として、政策・制度実現の取り組みを引き続き推し進める。具体的には、現下の経済・社会情勢を踏まえ、「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」の実現に向けた政策課題について、政府・政党・各議員への働きかけ、審議会対応、連合アクションやキャンペーンを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開する。

Ⅳ. 闘争日程

1. 要求書の提出

すべての単組は、構成組織との連携のもと、原則として2月末までに要求書を提出する。

2. 回答ゾーン・ヤマ場について

新年度の労働条件は年度内に確立させることを基本とする。そのために、3月の最大のヤマ場に回答を引き出す「先行組合」により、相場形成と波及をはかることとし、構成組織・単組は、3月末決着に向けた交渉配置を行う。

<回答ゾーン>

◆先行組合回答ゾーン：2023年3月13日（月）～17日（金）

☆ヤマ場：2023年3月14日（火）～3月16日（木）

◆3月月内決着回答ゾーン：2023年3月20日（月）～31日（金）

◆以降の地場・中小労組の早期解決に向けた取り組みについては、別途扱う。

以上

2023春季生活闘争に関する要請行動について

1 日時

令和5年2月13日（月）14:00～（40分～50分程度）

2 場所

広島商工会議所ビル2階 204号室

3 参加者

【経済団体】

広島県経営者協会	中野 博之	専務理事
広島県商工会議所連合会	植野 実智成	幹事長
広島県中小企業団体中央会	鳥越 直樹	専務理事
広島県商工会連合会	長谷川 信男	専務理事

【連合広島】

大野 真人	会長
藤井 則正	事務局長
藪本 敬士	労働条件委員会副委員長（JAM山陽）
白井 秀治	副事務局長

4 次第

司会：白井

- (1)要請書手交 連合広島会長：大野より経済団体代表：中野専務理事へ手交
- (2)連合広島挨拶 連合広島会長：大野
- (3)要請書読み上げ 連合広島事務局長：藤井
- (4)経済団体の見解 中野専務理事より見解を述べた後、各団体より補足があれば
- (5)意見交換

5 マスコミ取材対応

マスコミの取材については、次第の(1)要請書手交、(2)連合広島挨拶、(3)終了後のぶら下がり取材のみで案内。

以上